

第Ⅱ章 事業概要

1 A棟

A棟では、障がいのある方の保健・医療・補装具・訓練・生活等の各種相談に応じ、専門的立場から必要な助言、指導を行う。そのために必要な医学的・心理学的・職能的判断及び理学的評価、発達障がい者支援を行う。

(1) 身体障がい相談・判定

① 概要

身体障がい者（市内居住の者）の保健・医療・補装具・訓練・生活等の各種相談に応じるとともに、医学的診断、理学的評価及び心理学的側面から障がいの精密な診断や判定を行い、専門的立場からの助言、指導を行う。

なお、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条に規定する身体障害者更生相談所としての機能を併せもっている。

② 主な業務内容

1) 判定

ア. 自立支援医療（更生医療）判定

身体障がい者が、身体の障がいの軽減と機能を改善して日常生活を容易にするための医療を受ける場合に、各区保健福祉センターからの依頼によりその適否や内容を判定する。

現在、当センターでは、肢体不自由や視覚障がい、聴覚障がい等（内部障がい、免疫機能障がいを除く）の判定を実施している。

イ. 補装具判定

身体障がい者が、日常生活の向上と社会参加の実現等を目的として補装具費の支給を希望する場合に、各区保健福祉センターからの依頼により、その要否判定及び処方を行い、さらに適合についての判定も併せて行っている。

2) 医療相談・指導

身体障がい者に対して、専門的立場から各種の相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

- 今後の医療についての助言
- 健康管理（二次障がいの予防と管理）に対する助言
- 在宅障がい者への訓練方法の助言・プログラムの作成及び通所による在宅訓練方法等の指導（理学療法外来指導、支援学校《肢体不自由》等生活・卒後相談）
- 身体障がい者に関する社会資源の情報提供
- 家族関係等に関する心理面からの助言・指導

3) 診断等

ア. 身体障がい者手帳交付申請用診断

身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医師がいない医療機関に入・通院している人を対象に、身体障がい者手帳の交付を申請する際に必要な「身体障がい者診断書・意見書」のための診断を行う。

イ. 特別障がい者手当申請用診断

希望により重度肢体障がい者等訪問診断時に、身体障がい者手帳交付申請用診断と併せて、特別障がい者手当を申請する際に必要な診断を行う。

4) 訪問診断

ア. 重度肢体障がい者等訪問診断

肢体障がい等のため極度に移動の自由を制限され、かつ自動車による送迎が不可能であり、障がいが固定している重度肢体障がい者等を対象に、各区保健福祉センターからの依頼により、当センターの医師・看護師・ケースワーカー等がチームを組み、障がい者等の自宅や医療機関等を訪問して身体障がい者手帳交付申請に必要な診断や必要に応じて車いす等の補装具判定を行う。平成25年4月からは対象者に難病患者等も加えた。

イ. 巡回型診断

肢体障がいや難病等のある市民が身近な場所で車いす等の補装具の判定を受けることが出来るよう、当センターの医師等が市域北部（東淀川区）・西部（港区）・東部（城東区）の区役所に出向き出張判定を行う。

5) 身体障がい者通所訓練事業（肢体・言語）相談・受付

在宅の肢体不自由者及び脳血管障がいや脳性マヒ等による言語障がい者に対して、通所訓練の相談及び受付等を行う。

6) 市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会関連業務

身体障がい者手帳診断書における障がい程度の疑義照会について、審査部会に諮る業務を行うとともに、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく医師の指定及び取り消し、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関の指定及び取り消し業務を行う。

7) 補装具費支給関連業務

補装具製作修理業者の代理受領事業者登録業務及び業者指導を行う。

8) 研修

各区保健福祉業務担当職員等に対して、本市障がい者施策についての知識を深め、より適切かつ質の高い市民サービスの提供に資することを目的に研修を実施。

③ 相談日・受付等

1) 相談・診断・判定の受付

相談・診断・判定は全科予約制をとっている。予約は各区保健福祉センターを通じて、又は相談内容に応じて、申請者からの直接電話でも受け付けている。

2) 相談・診断・判定日

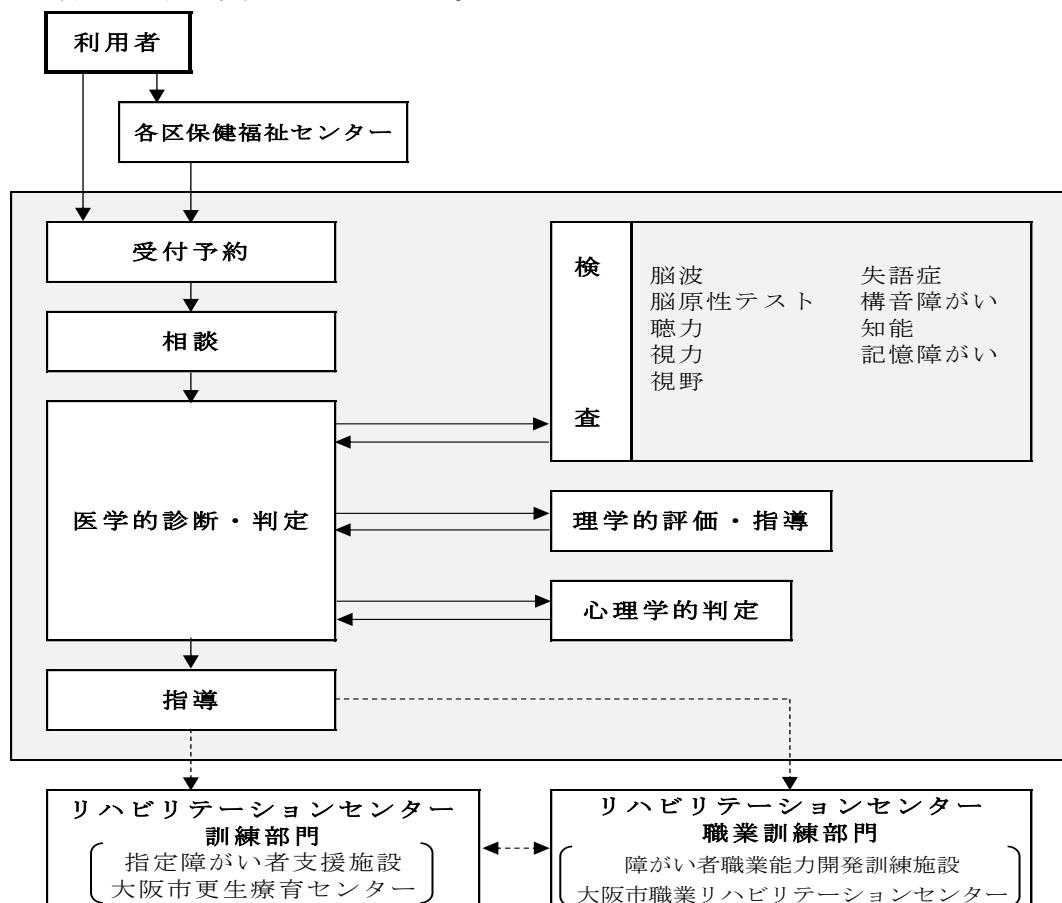
相談・判定にかかる各科の週間スケジュールは「診療週間スケジュール」（13ページ）の「身体障がい者相談・判定事業」参照。

3) 相談・診断・判定の費用

無料

④ 相談・判定の過程

相談・判定の過程は、次のとおりである。



(2) 知的障がい相談・判定

① 概要

市内に居住する知的障がい者（原則として18歳以上）を対象に、医学的判定や心理学的判定、職能的判定等により、療育手帳の程度判定及び生活相談を行っている。また、本人だけでなく、その家族等が抱える様々な悩みや心配ごとの相談に応じ、より良い社会生活を送るために必要な援助と支援の指針を提供する。その他、関係職員に対する各種の研修や技術指導を行い、知的障がい者の地域生活を支援するためのネットワークの確立に努めるとともに、知的障がいと福祉に関する情報を広く市民に提供するなど、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所としての業務を行う。

② 主な業務内容

1) 相談・判定・支援

ア. 療育手帳程度判定

知的障がい者の支援の基礎となる療育手帳の交付申請を受けた各区保健福祉センターからの依頼により、障がいの有無及び障がいの程度を判定する。

イ. 相談・支援

知的障がい者やその家族等が抱える生活上の様々な悩みや心配ごとの相談に応じる。障がいについての理解及び福祉サービスの利用を支援し、家族や周りの人との関係を調整するための助言や援助を行う。また、学校卒業後の進路についての相談に応じ、必要に応じて心理学的判定を行い、助言及び情報提供を行う。

ウ. 大阪市障がい支援区分認定審査会への出席

審査会（合議体）から、障がい支援区分認定にあたり、障がいの種類及び程度、その他の心身の状況にかかる意見を求められた場合は、必要に応じて専門的評価を行い、意見を述べる。

2) 支援相談・クリニック

各区保健福祉業務担当や相談支援事業者、支援施設等では相談の展開や支援が困難な知的障がい者について、個人または集団により専門的知識や心理学的技法を用いてカウンセリングや心理療法等を行い、直面する問題の解決に向けて援助を行う。

3) 研修

各区保健福祉業務担当職員や知的障がい者福祉の関係業務に携わる人々を対象に、専門性をより高めるための研修を行う。

4) 関係機関との連絡調整

知的障がい者の地域福祉推進のため、相談支援事業者や支援施設等の関係機関と連携を図り、支援システムの確立を図る。

5) 情報提供・啓発

知的障がい者への理解を高めるため、知的障がいやその福祉に関する情報・資料・図書を収集整理し、広く市民に提供する。

6) その他

ア. 特別障がい者手当にかかる意見書の交付（要件あり）

イ. 検査結果等の提供

③ 相談日・受付等

1) 相談・判定の受付

相談及び判定は、予約制となっている。これは、一人ひとりに十分な相談の時間を確保するためである。相談日は、各区保健福祉センターからの依頼により、当センターから順次案内する。

2) 相談・判定日

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）。

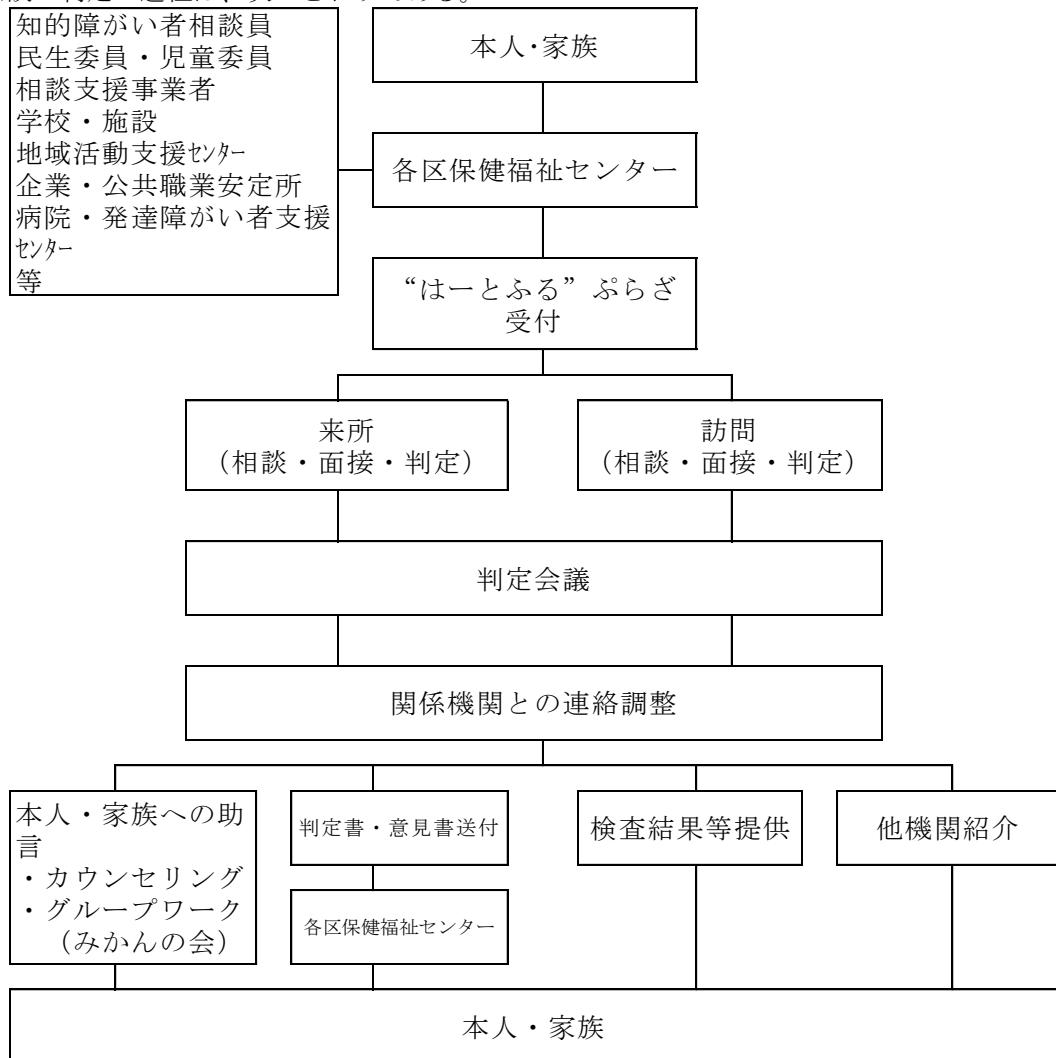
精神医学的判定は原則として火曜日の午前中。

3) 相談・判定の費用

無料

④ 相談・判定の過程

相談・判定の過程は、次のとおりである。



(3) 発達障がい者支援

① 概要

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した発達障がい者支援体制の構築を目標に、発達障がい者支援室（組織名称：相談課発達障がい者支援グループ）を設置し、関係部局との横断的連携による施策の推進・検討に取り組む。

② 主な業務内容

1) 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）

発達障がい者及びその家族を対象にした個別の相談支援・就労支援、関係機関・事業所等を対象にした機関支援、啓発・研修及びペアレント・トレーニング等の親支援講座等を行っている。

ア. 対象者

大阪市内の発達障がい者及びその家族並びに関係機関及び事業所等

イ. 業務内容

(ア) 相談支援

発達障がい者及びその家族、関係機関、事業所等からの相談を受け、情報提供や助言を行う。

(イ) 就労支援

就労を希望する発達障がい者を対象に、就業・生活支援センターなどの就労支援機関と連携して就労や生活支援に関する情報提供や助言を行う。

(ウ) 機関支援

発達障がい児者の直接支援機関を対象に、ニーズに応じて訪問コンサルテーションや研修を行う。

(エ) 啓発研修及び機関連携等

パンフレットやホームページなどを活用して、発達障がいに関する情報を提供するほか、保護者・支援者・当事者および市民の方を対象に、発達障がいの正しい理解や支援の方法を普及することを目的に各種テーマにて主催研修を実施するとともに、ニーズに応じて講師派遣している。

機関連携の一環として、発達障がい者支援センター連絡協議会を開催し、各関係機関で情報交換を行い、発達障がい児者支援のシステム構築の一助とする。

2) 発達障がい者支援部会

学識経験者・障がい者団体等の代表者・支援機関等を委員とする部会を開催し、発達障がい者のライフステージに対応した一貫した支援体制の構築に向けた検討を行う。

3) 発達障がい児専門療育機関事業

発達障がいのある児童がその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援するため、専門療育機関を設置し、児童への個別的・専門的な療育と保護者の研修を行っている。

ア. 対象者

3歳児（年少児）から小学校3年生までの大阪市内に居住し、医師から「自閉スペクトラム症」であるとの診断を受けた児童及びその保護者

※令和7年9月療育開始分より「3歳から小学校3年生まで」へ変更予定

イ. 内容

(ア) 児童の療育

自閉スペクトラム症の特性をふまえた指導手法を用いて、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別の療育を実施（原則2週間に1回、親子通園）

(イ) 保護者の研修

発達障がいの特性や支援についての研修を、原則として月1回実施

ウ. 利用期間

1年間

(4) 診療各科の診断・判定（相談）

診療所では、心身に障がい（肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、内部障がい、知的障がい等）のある人、並びに就学前の乳幼児の発育・発達及び障がいについて、各科の医師による更生相談、療育相談の医学的診断・判定等の業務を行っている。

① 障がい児療育相談事業

小児科では、市内に居住している就学前の乳幼児を対象とし、各区保健福祉センターからの依頼に基づき運動発達に関する相談と発達障がいに関する診断を実施している。

1) 運動発達障がい

つかまり立ちや一人歩きなどの始歩獲得前の運動発達が同月齢の子どもと比べ遅いと思われるケースで、運動発達に遅れを生じる基礎疾患（神経・筋疾患や染色体異常など）について専門医の診断やフォローを受けていない方（相談時点における障がいの有無は問わない）を対象とし、小児科医による運動発達障がいの相談を行い、必要に応じて短期的理学療法（2か月以内）を実施している。

・費用…無料

・実施日…原則第2・第4金曜日

2) 発達障がい

発達障がいの疑いのある就学前の児童を対象とし、小児科医による診察と臨床心理士による発達検査を実施している。

・費用…保険診療として実施

・実施日…月曜日・火曜日・水曜日・木曜日

② 発達相談診査事業

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）からの依頼に基づき、小学生以上を対象に、精神科医による発達障がいに関する専門相談を実施している。

実施日…毎月第1・3月曜日

③ 障がい者健康診査事業

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けた18歳～74歳の障がいのある人を対象に実施している。

診査には、基本的な項目である必須検査と、身体状況や生活状況に応じ医師が必要と認めた場合に実施する選択検査がある。

費用…無料《選択検査実施の場合は費用の一部負担が必要（生活保護受給者等減免有）》

実施日…月曜日＝午前、木曜日＝午前・午後

④ 臨床検査事業

障がいの精密な診断及び正確な予後の判定を行うため、医師の指示又は紹介により検査を行っている。

1) 生理検査項目と週間スケジュール

	月		火		水		木		金	
	午前	午後								
EEG (脳波)									○	
ABR (聴性脳幹反応)		○								○
ECG (心電図)	○	○					○	○		

2) 検体検査項目

血液学的検査、一般生化学検査、血清学的検査、一般尿検査等

3) X線検査

⑤ センター内関係診療業務

B棟通所者判定、B棟入所者X線検査等を実施している。

◎ 診療週間スケジュール (予定)

<※ 全科予約制>

注1			月		火		水		木		金	
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
身体障がい者 診断・判定事業	肢体不自由	整形外科	○		○	○	○					
		補装具 適合判定	*第1月曜 電動 車いす				*第4水曜 電動 車いす	○				
		出張判定		*第2 東淀川区	*第1・4 訪問診断 ※終日	*第3 城東区			*第2・3 訪問診断 ※終日	*第1 港区		
		神経内科			○						○ 注2	
		視覚障がい	眼科									*第1・2・4 ○
		聴覚・言語 障がい	耳鼻咽喉科		○							○
障がい者健康 診査事業		内部障がい 注3	内科 (呼吸器科 ・心臓)		*第1 呼吸器 第4 心臓							
		健康診査 (特定健診 含)	内科	○					○	○		
障がい児療育 相談事業		運動機能 障がい (療育相談)	小児科									*第2・4 ○
		発達障がい等 注4	小児科	○	○	○	○	○	○	○		
通所訓練事業	通所者判定等	神経内科			○							
		整形外科			○							
発達相談診査 事業 注5	発達障がい等	精神科		*第1・3 ○								
知的障がい者 診断・判定事業	知的障がい	精神科		*第1・3 ○	○							○

注 1. 受付時間は、午前診察は 9 時から、午後診察は 1 時から。

注 2. 失語症診断を含む。

注 3. 内部障がいの腎臓機能障がい及び膀胱又は直腸の機能障がい、小腸機能障がい並びに
免疫機能障がいの診断・判定は除く。

注 4. 障がい児療育相談事業は、未就学児対象の発達診断。

注 5. 発達相談診査事業は、未就学児以外の方が対象の専門相談。

(5) 啓発・研究・研修

① 概要

障がいのある方とその家族の福祉の向上を図るため、医学・心理学・工学・社会学・職業等の様々な分野にわたる総合的な調査・研究や補装具をはじめとする福祉機器の普及および研究・開発等を行っている。また、障がいのある方やリハビリテーションについて、市民の理解を深めることを目的とした啓発活動等を実施している。

② 主な業務内容

1) 市民啓発事業

障がいのある方やリハビリテーションについて、市民の正しい理解を深め、障がいのある方の自立と社会参加を促すことを目的として、年に一度、市民啓発事業（公開講座等）を行っている。

2) 車いす・アイマスク体験講習会

障がいのある方への理解を深めることを目的とした講習会を企画し、小・中学校や地域へ出向き、講習等を実施することにより、児童等に体験的な学習機会を提供している。

また、地域生活やボランティア活動に対する認識を深め、地域リハビリテーション及び地域支援システムの構築に寄与することを目的として実施している。

ア. 事業内容

各学年に合わせたカリキュラムにより、日常生活の様々な場面を想定した参加・体験型の講習会を実施する。車いすの適切な操作方法や障がいのある方の介助方法及び介助マナーの実践を通して、他者への思いやりや障がいのある方への理解を深める。

イ. 講習内容

様々な障がいのある方への理解を深めるプログラム

○ 「障がいのある方への理解について」の話

○ 車いす体験講習会

「車いすの取扱いについて」の講習

「車いす操作体験」の実践

「車いすの介助について」の講習

「車いす介助体験」の実践

○ アイマスク体験講習会

「視覚障がいのある方の介助について」の話

「視覚障がいのある方の介助体験」の実践

○ 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン」の話

3) 補装具・福祉機器普及事業

大阪市援助技術研究室（A棟2階）

障がい者（児）の自立促進と介護者・家族等の負担軽減を図るため、福祉用具に関する相談・助言、情報提供および工夫・改良並びに成果の普及を促進し、障がい者福祉の向上に寄与することを目的として活動している。

ア. 対象

大阪市内に居住する福祉用具を必要とする障がい者（児）及び介護者、医療・福祉関係機関及び福祉用具事業者等。

イ. 内容

（ア）相談

大阪市在住の方を対象に、福祉用具や住宅の増改築のご相談について、専門の相談員（作業療法士、リハビリテーションエンジニア）が対応する。対象者のさまざまな障がい状況、生活ニーズ、生活環境、介護状況等をふまえて、適正な用具の選定・適合を行う。また、既存の方法で対応が困難な場合には、用具類の製作・改良等を行う場合もある。（費用／無料：材料費のみ負担になる場合あり）

(イ) 研究・開発

福祉用具にかかるさまざまな課題について、企業、大学、専門学校、関係機関などとの連携を通じて、情報交換をはじめとして各方面から広く情報を収集し、研究・開発を行う。

(ウ) 研修・情報サービス(普及活動)

福祉用具に関する講習会・研修会を企画し、情報提供や技術的指導等を行うとともに、講師の派遣等により福祉用具の普及促進を図る。

(エ) その他

「大阪市地域リハビリテーション協議会補装具専門部会」並びに大阪市の依頼に基づき補装具の判定に参与し、福祉用具給付の適正かつ円滑な業務推進について協議する。

4) その他の活動（報告）

ア. 研究紀要及び事業概要の発行

調査研究の成果を広く情報共有するため、毎年「研究紀要」を発行している。

また、事業概要についても毎年発行している。

イ. 研修事業

職員の専門知識と技術の向上を図るため、学会・研修会への関係職員の派遣や各種研修会等への専門スタッフの講師派遣を行っている。

ウ. 施設見学・研修の受入れ

行政機関等を対象に当センターの事業について広く知ってもらうため、施設見学・研修を受け入れている。